



平成18年12月8日

各 位

会 社 名 株式会社キタック  
代表者名 代表取締役社長 中山輝也  
( J A S D A Q ・ コード 4 7 0 7 )  
問合せ先  
役職・氏名 取締役経理部長 坪川行雄  
電話 0 2 5 - 2 8 1 - 1 1 1 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年12月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年1月16日開催予定の第34回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条について、事業目的を追加し、一部変更するものであります。
- (2) 公告の周知性の向上及び合理化を図るため、現行定款第4条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86条)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更を次のとおりおこなうものであります。

株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使をおこなう代理人の員数を明確にすると共に株主への周知を図るため、現行定款第14条(議決権の代理行使)について所要の変更をおこなうものであります。

取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになりましたので、迅速な意思決定を可能とするため、変更案第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

上記のほか、必要な規定の加除、修正、移設、条数の整理など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日	平成 19 年 1 月 16 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 1 月 16 日 (火)

以 上

別 紙

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行どおり)
(1)~(7) (条文省略)	(1)~(7) (現行どおり)
(8) 科学技術、博物及び美術に関する美術館の経営	(8) 科学技術、博物及び美術に関する <u>人材育成事業及び美術館の経営</u>
(新 設)	(9) <u>福祉施設及び健康施設の経営に関する事業</u>
(9) (条文省略)	(10) (現行どおり)
(新 設)	(機関)
	第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</u>
	(1) <u>取締役会</u>
	(2) <u>監査役</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式の総数は、16,000,000株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。
(新 設)	(株券の発行)
	第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第 6 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第 8 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u>

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>1単元の株式数及び単元未満の株券の不発行</u>) 第7条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、100株とする。 2 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以下、「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規則) 第8条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎年10月20日の最終の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)に記載又は記録された議決権を有する株主(<u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。</u>)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) 第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず単元株式数</u>に満たない株式(以下、「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。<u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削 除)</p>

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、実質株主名簿への記載又は記録、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 20 日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、代表取締役社長が<u>これを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。</u></p>

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第14条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主である者を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 (条文省略)</p> <p>(株主総会の議事録) 第15条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席取締役が記名押印して当会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第16条 当社には、12名以内の取締役を置く。</p> <p>(選任) 第17条 (条文省略) 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 取締役会の決議により取締役の中から代表取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。 2 代表取締役社長は、当社を代表する。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の議事録) 第18条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載又は記録する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(選任) 第20条 (現行どおり) 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定する。 2 (削除)</p>

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(職務権限及び代行) 第 20 条 (条文省略)</p>	<p>(職務権限及び代行) 第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(招集者及び議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、<u>その議長となる。</u> 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(招集通知) 第 22 条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに<u>その通知を</u>発する。但し、緊急その他の必要のある場合は、この期間を短縮することができる。 <p style="text-align: center;">(新 設)</p></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急その他の必要のある場合は、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第 23 条 取締役会の決議については、取締役の過半数が出席し、<u>その出席取締役の過半数をもってこれを決するものとする。</u> <p style="text-align: center;">(新 設)</p></p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u>  (取締役会の決議の省略) 第 27 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第 24 条 取締役会の議事については、<u>議事録を作成する。議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席取締役及び監査役が記名押印して、当会社に保存する。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会の議事は、<u>その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、当会社に備え置く。</u></p>
<p>(取締役会規程) 第 25 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第 29 条 (現行どおり)</p>

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>(員数)</p> <p>第 27 条 当社は、3名以内の監査役を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 30 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 31 条 当社の営業年度は、毎年10月21日から翌年10月20日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 32 条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期現在の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>(員数)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 35 条 当社の事業年度は、毎年10月21日から翌年10月20日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 36 条 当社の剰余金の配当の基準日は、<u>毎年10月20日とする</u>。</p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年4月20日を基準日として、中間配当を行うことができる</u>。</p>



(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第 33 条 <u>取締役会の決議により、毎年4月20日最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し中間配当をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 34 条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 <u>未払いの利益配当金及び中間配当金に対しては、利息をつけない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 37 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払いの配当金には、利息をつけない。</u></p>